

議案第 24 号

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例及び市川市立幼稚園  
の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例及び市川市立幼稚園の設置及び  
管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例及び市川市立幼稚園  
の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年条例第 34  
号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「掲げる乳幼児」の次に「(子ども・子育て支援法施行令  
(平成 26 年政令第 213 号)第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定  
子どもに限る。)」を加え、「、乳幼児の年齢」を削り、同条中第 3 項を第 4  
項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 3 条第 1 号に掲げる乳幼児(子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 1  
項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもに限る。)の保護者で、市長  
から保育の利用の承諾を受けたものについての保育料の額は、零とする。

第 7 条中「第 2 項」を「第 3 項」に、「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に  
改める。

第 13 条中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

(市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和46年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「は、第3条に規定する支給認定の区分に応じ、法第27条第3項第2号又は第28条第2項第3号の政令で定める額を限度として保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額を保育料として納付しなければならない」を「についての保育料の額は、零とする」に改める。

第6条中「前条」を「前条第2項」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市立保育園の設置及び管理に関する条例第6条の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月分までの保育料については、なお従前の例による。

(市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例第5条の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月分までの保育料については、なお従前の例による。

(市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

4 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 5 の項を次のように改める。

1 5 削除	
--------	--

別表第 2 の 3 2 の項を次のように改める。

3 2 削除	
--------	--

## 理 由

子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、市立保育園及び市立幼稚園に在園する満3歳以上の園児の保護者に係る保育料を無償化する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。